

平成17年度 第3回官業民営化等WG 追加資料要求に対する回答

平成17年6月30日
総務省消防庁予防課

問1. 日本消防検定協会設立から現在までの「職員数」及び「検定料」の推移がわかるデータをお示し願いたい。

(回答)

(1) 「職員数」の推移

(単位:人)

年度	S38	S48	S58	H5	H16
職員数	52	84	100	97	92

(2) 主な「検定料」の推移(例として消火器、感知器を挙げる)

(単位:円)

年度(改定年度ごと)	S38	S44	S51	H16
消火器	250	500	500	500
感知器	-	120	160	150

問2. 消火器の抜き取り検査について、抜き取りのルール、抜き取り検査率は全体の何%か、今まで抜き取り検査によって不合格となった事例はいくつあるか、抜き取り検査が合格となったものについて不具合が発生した事例はいくつあるか、をお示し願いたい。

(回答)

抜き取りのルール

消火器を含め消防用機械器具等の検定に当たっては、計数調整型抜取検査の水準を定める日本工業規格JIS Z 9015に従い抜取り検査を実施している。

これは検査すべき品目の、

- a . 検査水準(通常は検査水準を用いる。検査費用、ロット間の品質の均一性、ロット内の品質の均一性等を考慮して製品の性質によって定める。)
- b . 検査のきびしさ(通常は「なみ検査」を用いる。特定の供給者の過去の実績によって定める。)
- c . ロットの大きさ(検査を要求される品目の個数)

によって定められる抜取り率に基づいて検査すべき品目ごとに試料を抜き取り、検査するものである。

(表 1)

〔検査水準、一回抜取方式の試料の抜取率の例〕

ロットの大きさ (個)	ゆるい検査		なみ検査		きつい検査	
	試料の 大きさ (個)	抜取り率 (%)	試料の 大きさ (個)	抜取り率 (%)	試料の 大きさ (個)	抜取り率 (%)
1～8	2	200.00～25.00	2	200.00～25.00	2	200.00～25.00
9～15	2	22.22～13.33	2	22.22～13.33	2	22.22～13.33
16～25	2	12.50～8.00	3	18.75～12.00	3	18.75～12.00
26～50	2	7.69～4.00	5	19.23～10.00	5	19.23～10.00
51～90	2	3.92～2.22	5	9.80～5.55	5	9.80～5.55
91～150	3	3.30～2.00	8	8.80～5.33	8	8.80～5.33
151～280	5	3.31～1.79	13	8.61～4.64	13	8.61～4.64
281～500	8	2.85～1.60	20	7.12～4.00	20	7.12～4.00
501～1,200	13	2.59～1.08	32	6.39～2.67	32	6.39～2.67
1,201～3,200	20	1.67～0.63	50	4.16～1.56	50	4.16～1.56
3,201～10,000	32	1.00～0.32	80	2.50～0.80	80	2.50～0.80
10,000～35,000	50	0.5～0.14	125	1.25～0.36	125	1.25～0.36
35,000～150,000	80	0.23～0.05	200	0.57～0.13	200	0.57～0.13

抜き取り検査率は全体の何%か

回答 の「抜き取りのルール」に従い、行っており、対象企業等により異なるものである。

抜き取り検査によって不合格となった事例はいくつあるか

平成 16 年度においては、検査総数 3,790,661 個中 6,283 個が不合格となっている。

抜き取り検査が合格となったものについて不具合が発生した事例はいくつあるか

検定を合格した消火器について火災時において、検定の不備により、不具合が発生したという事例は承知していない。